

第 13 回 嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会

日時：令和元年 7 月 16 日（火）13:00～16:00

場所：公益社団法人商事法務研究会 2 階 A 会議室

議事要旨

（座長） 第 13 回嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会を始めます。

最初に配布資料の確認をお願いします。

（法務省） 本日お配りしているのは、事前にお送りした研究会資料 13 報告書案です。

（座長） それでは、本日は事前にお配りした報告書案に基づき、取りまとめに向けた議論をしていただきたいと思います。

本日、これを取りまとめたいと思います。まずはこの研究会報告書案について、特にこの点はということがあればご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

（●●） お渡ししたペーパーは今から配られるということなので、ペーパーがなくても大丈夫そうなところから伺います。私の勉強不足なだけかもしれませんが、3 ページの一番上の「家族観をめぐる近年の変化」のところで、3 行目に「個人化・関係化」とありますが、関係化という言葉は私は初めて目にし、意味がよく分かりませんでした。関係の変化というような意味でしょうか。関係化というと反対語は個別化で、個人化・関係化の個人化は分かるのですが、関係化というのは普段使われる言葉なのでしょうか。あるいは、どういうところで使われている言葉なのでしょうか。括弧内については意味は分かります。関係化という言葉がなくても個人化という言葉だけでもいいのかとも思います。これは私は初めて目にしたのですが、学術用語なのですね。

（座長） 家族を団体として、一体として捉えるのではなく、個人をベースにしてその関係として捉えるという趣旨ですが、分かりにくいということであれば、確かに個人化だけでも構わないので、削っていただいてもいいですね。

他にはありますか。

（●●） 同じところの 5 行目に、「離婚・再婚が増えているのに伴い」とありますが、今回は認知のこともありますし、認知との関係で未婚状態の男女も増えているので、未婚も入れた方がいいのかと考えましたが、いかがでしょうか。

（座長） ご趣旨は分かりますが、未婚が増えているというのはどのように表現すればいいでしょうか。

（●●） 認知の関係も議論していますし、離婚・再婚が増えているだけではなく、未婚

状態で婚外子を産んでいる場合も若干増えているので、そこも何か表現できたらいいかと思いました。

(座長) 適切な表現が思い浮かぶかどうかですね。

(法務省) 検討させていただきたいと思いますが、難しいかもしれません。

(座長) うまく書ければ書いていただくということによろしいですか。

(●●) はい。

それから、3ページの(3)の具体的な問題のところ、「具体的な問題としては、次のようなものを挙げることができる。第一に、嫡出推定(①A)に関しては、現行法の下では短期間に限り夫のみが嫡出否認の訴えをなし得るとされており、母や子自身には否認権が与えられていないため」と書いてあります。これから議論する具体的な問題としては、嫡出推定の規定の問題と、提訴権と期間の問題という論点があったと思いますが、ここでは嫡出推定の論点が落ちてしまっているので、できれば推定規定も入れていただければと思いました。ここでは具体的な問題として、無戸籍者発生の要因として提訴権と期間の問題しか書かれておらず、「母や子自身は否認権が与えられていないため」ということで、それだけが原因のように書かれているので、可能であれば、推定が及ぶ期間の問題や嫡出推定規定の問題、期間の問題、提訴権者の問題という三つの課題をここに入れた方がいいのではないかと思います。

(座長) 趣旨は分かりました。それも修文がうまくできればと思いますが、どうですか。

(法務省) 補足させていただきます。問題点として、否認権者の話の後の「また」以下で、「離婚後に再婚した場合にまで、前夫の子であるという推定が及ぶ点を疑問視し」ということで、ある程度、推定規定の部分にも触れています。

(●●) そこが結局、結論ありきの課題のようになってしまっていて、本来であれば推定規定全般の問題、提訴権者の問題、期間の問題と、三つ論じたわけですが、後半に書いてあるのは再婚した場合だけなので、このように申し上げます。

(法務省) ご趣旨は分かりました。うまく書き込めるか、分量との関係も含めて検討させていただきます。

(●●) 2行目から3行目の「母や子自身に否認権が与えられていないため」ということだけが無戸籍者発生の原因のようになっているので、可能であれば、ここは「与えられていないことなど」のように、例示のような形にいただければと思います。というのは、5ページの2の「嫡出推定制度を中心とした検討」についてはそのようになっているので、こことパラレルにした方がいいと思うのです。問題点ではそこがないのに検討のと

ころではあるというのも変な話なので、できれば問題点にもそれを入れていただければと思います。ここも可能であれば、典型的なのは家庭内暴力によって別居して、離婚成立前に他の男性の子を出産して、現在の生活を壊されるおそれから、その出生自体を夫に知られたくない、特に住所を秘匿している場合は住所を知られたくないという事案が多いのではないかと私が何度か発言したことを、5 ページには同じ趣旨のものが注記にあるので、具体的な問題のところにも脚注で入れていただければと思います。

(座長) 3 ページの本文については、修文で自然な形で文章が整うかどうかご検討いただくことにしたいと思います。具体例はどちらか1カ所にとすることで、現在の場所がいいのか、それとも前に出した方がいいのか、バランスの問題もあるかと思いますが、後ろに具体例として書かれていること自体はよろしいのですよね。

(●●) そうですね。ただ、皆さん前から読んでいくので、「はじめに」のところで問題の全体像を分かっていた方がいいのかと思い、お願いできればと思った次第です。そこは場所も含めてご検討いただければと思います。

(座長) どこに置くかは検討させてください。

(●●) 次は7 ページについて、「婚姻の成立の日から200日以内に生まれた子について」となっていますが、私はこれを読んで、例えばAという男性が胎児認知をした後に、Bという男性と婚姻した場合の優先関係や、Bと婚姻した後にAが胎児認知できるかという問題も出てくるのではないかと疑問に思いました。そこは今回検討していなかったと思いますが、論点として挙げなくてもいいのでしょうか。

(座長) 現行法でもある問題ですよね。

(法務省) この資料は、本研究会の中で議論になった論点という形で書いており、今回メモとしてお配りしたところもあるように、今後、具体的に見直しの方法を決めていく中で出てくる論点もあり得ると思うので、こういった論点も今後の検討の中で踏まえさせていただくという形でいかがでしょうか。

(●●) 全く問題ありません。ただそういう問題があり得るのではないかと思ったので。

(座長) これまでの議論を取りまとめてここに挙げているということで、今ここで問題点を新たに挙げてここで議論することはできないと思います。今、口頭で伺ったご指摘は記録にとどめさせていただき、この後、機会があれば議論するというところでよろしいでしょうか。

(●●) そうですね。論点としてのご提案なので。

それから、9 ページのところ、一番上に「嫡出推定規定そのものについても、推定を

覆すために否認手続を採ることが母等の負担となっているとの指摘があることから」と書いてありますが、母には否認権がない状況で、ここがどういうことを述べているのか、趣旨がよく分かりませんでした。

(座長) 事実上の問題を言っているのですね。

(法務省) そうです。現行法上の問題として書くなら否認手続は適切ではないので、親子関係不存在の確認や強制認知の手続という形で修文することによってよろしいでしょうか。

(●●) それも含めて、ここでは否認手続とおっしゃっているのですね。

(法務省) そうです。ただ、その例示として否認手続というのは、御指摘のとおり適切ではないと思います。

(●●) 否認手続というと否認権の行使のように感じてしまうので、「推定を覆すための手続が」という感じがいいと思います。

(法務省) 一番シンプルなのは「否認」を取って単に「手続」とするということですね。

(●●) そうですね。その前のところは確かに親子関係不存在と強制認知のことを言っているのです。

(法務省) 検討させていただきます。

(●●) はい。

それから、9 ページの 3 の見直しの方向性についてです。(1) の 6 行目に「夫の子と推定することにより子の地位を早期に安定させることが望ましいとの意見で一致した」と書いてあります。確かに 200 日以内に生まれた子について推定を及ぼすことは私も同意しましたが、それは分娩主義を採った方がいいという意味で、「夫の子と推定することにより子の地位を早期に安定させることが望ましい」ということには賛同した記憶がありません。もちろん蓋然性は高いにしても、そうでない子にとっては、夫の子と推定すると、逆に否認してから認知するというので、必ずしも早期安定にはならないので、できればここは「一致した」ではなく、「意見が多かった」としていただければと思います。

(座長) そうすると●●委員は、この早期安定という考え方については反対というご趣旨ですね。

(●●) 推定を及ぼすことが全ての子にとって早期の安定になるとは限らないので、この文章自体には若干異論があるということです。200 日以内に生まれた子に推定を及ぼすことはいいのですが、この 2 行に少し違和感がありました。「この選択権を奪うこととな

るとの指摘があったものの」ということで、実際には結婚した夫の子でない場合もあるので、本来は選択できた方がいいのではないかということです。

(座長) 結婚した夫の子ではない場合はあると思いますが、夫の子と推定することにより子の地位を早期に安定することが望ましいという意見の方は多かったと思います。それについてここでは「一致した」と書いてありますが、一致していないという趣旨ですね。

(●●) はい。私だけ賛成していないということであれば、「多かった」にさせていただければと思います。

(座長) ●●委員が賛成していないということであれば、「多かった」に直してください。

(●●) それから、注14の3行目に「子の出生時期毎に分けて成立すべき」とありますが、この成立すべきという意味が分かりませんでした。

(法務省) 「整理」の誤記です。

(●●) それから18ページに、夫にのみ提訴権を認めた理由が書かれています。夫のみに認めた理由ということは、夫以外の人には認めなかった理由が書いてあるのかと思ったところ、別のことが書いてあって、「夫は、通常、妻が懐胎した子との血縁上の父子関係の有無を判断し得る立場にあること」と書かれています。これはむしろ妻の方が判断し得る立場にあるという議論があったと思うので、夫だけに認める理由にはなっていないのではないかと思います。後半も「また、その夫が嫡出否認の訴えを提起することなく提訴期間を経過した場合には、夫による子の養育を期待することができる」と書かれています。これも期間の問題であって、夫だけに提訴権を認めた理由にはならないのではないかと思います。この文章に少し違和感を覚えました。

(法務省) 後段は期間の問題になるのでしょうか。

(●●) 期間の問題というか、夫だけに認めて他の人には認めなかった理由ですよね。

(法務省) 否認権の行使をするか否かを夫が判断し、行使しないということであれば、夫による養育が期待できるという趣旨で書きました。

(●●) 内容的にはいいのです。ただ、「夫に否認権の訴えを認めた理由」であればいいのですが、夫のみというと、「のみ」が際立ってしまって、それ以外の人に認めなかった理由を書くのかと思ったものですから。

(座長) 多分、否認権は誰にも認められないというのがスタートラインだと思います。そして、夫については認めるという理由があれば、それは夫のみにとということになるので

はないでしょうか。ですから、夫に否認権を認める理由が書いてあれば、「夫のみに」と言っても歴史的にはいいのではないのでしょうか。

ただ、ご指摘のうちの後段はこれでいい気もしますが、前段の「妻が懐胎した子との血縁上の父子関係の有無を判断し得る立場にある」の「有無を判断し得る」というのが、事実上有無を判断し得るかという話ではなく、むしろ父子関係が生ずることについて最も利害関係を持っているのが父親だという前提があり、そのことについて、その当否を判断し得るということですよ。

(●●) では、法律上の父子関係の有無をということですかね。

(座長) そうですね。

(●●) しかし、「血縁上の父子関係の有無を」と書いてあるので、血縁上の父子関係の有無は、夫は性関係を持っていないならすぐ分かりますが、それ以外は分からないのではないかと思います。

(座長) あるいは、この趣旨はよく分かりませんが、自分は子が生まれるような事情にはなかったということが分かるときは、夫は訴えを起こすだろうということかもしれません。どちらでしょうか。

(●●) 正確ではないかもしれませんが、歴史的には、今、座長がおっしゃった中の前者の理由が主張されていたと思います。そうすると「血縁上の有無」と書くとは正確なもので、「妻が懐胎した子との父子関係について判断し得る」か「すべき」と書くのが一番いいと思います。

(座長) 「すべき」ですね。そのように直して、あとは文章のつながりを考えて修正していただくということよろしいですか。

(●●) はい、結構です。

次は、18 ページの3の「見直しの必要性」についてです。3行目の「出生後の母や子の生活状況」のところに、「(例えば、懐胎時の夫となお円満に生活しているのか、既に離婚しているのか、母が血縁上の父と再婚や同居をしているのかなどが考えられる)」と書いてありますが、私は何度も申し上げているように、一番問題が大きいのは、特にDVなどで逃げていて別居しており、出生すら知られたくない状況の人だと思います。そういう人も多いので、「円満に生活している」の次がすぐに「離婚」ではなく、まず円満に対比する言葉として「既に破綻している」も入れて、さらに「別居」も入れていただければと思います。そうした方が実体がいろいろあることが分かるかと思いましたが、いかがでしょうか。

(座長) それはご検討いただき、文章を工夫していただくことにしたいと思います。

(●●) 同じ趣旨で、7行目の後ろの方に「また、夫から家庭内暴力を受けている母や」とありますが、実際に現在暴力を受けていれば、出生届を夫が出してしまったり、あるいは出さないという選択肢はなかなか難しいので、家庭内暴力を受けて既に別居しているということを入れた方がいいかと思いました。正確には、避難して住所を秘匿して生活しているケースが多いと思いますが、そこまで具体的に書かないのであれば、「暴力を受けている」という現在形ではなく、「受けていた」でもいいかと思います。

(座長) そのように書いてしまうと、逆に狭くありませんか。

(●●) 私もそこまで限定しない方がいい気がします。

(●●) では、「受けている、又は受けていた」でしょうか。「受けている」というと、まだ同居している感じがして、少し違和感がありました。

(座長) 同居をしている場合も含める必要はありますよね。

(●●) ただ、それで出生届を出さないケースが実際にあったのかというと、どうなのかと思いました。

(座長) しかし、可能性としてあるものを排除するわけにはいきません。

(●●) ここは最後のところが「母等」になっているので、それほど限定しなくてもいい気はします。限定してしまうと、むしろ別居していなかったら対象にならないのかという話になるのではないのでしょうか。

(●●) そうすると、逆に今受けていないのだからという話にもなりかねないですよ。

(座長) そうはならないのではないのでしょうか。

(●●) 「暴力を受けている母や嫡出否認について夫の協力が得られない母等」となっているので、そこまで厳密な意味で、それが対象から外れるという趣旨ではないのではないのでしょうか。

(●●) では、それは結構です。

次は 22 ページの血縁上の父についてです。私は研究会のときには血縁上の父を否認権者に入れることに否定的な点もありましたが、必ずしも父や母が積極的に子を否認する意思がない場合だけではなく、やはりどうしても DV というのが私の場合は頭に出てきてしまいます。DV の加害者などの法律上の父は本当に非協力的です。資産などがあれば慌てて否認するかもしれませんが、否認しない、協力してくれない父が多いです。母も本当に

弱っていて、最近も、裁判に対応できずに事実上離婚させられてしまった人などの相談も受けています。こういうときに血縁上の父が出てきて否認するケースもあるので、可能であれば、ここは「意思がない場合が多いと考えられ」などとして、脚注に「血縁上の父が否認権を行使しようとするのは、夫（法律上の父）や子の母が否認権を行使する意思がない場合だけに限られず、例えば、子の母と夫（法律上の父）が既に別居し、子は血縁上の父が養育している状態であって、夫（法律上の父）は無関心であるから自分から行動するつもりはなく、子の母は死亡、行方不明、あるいは心身の不調によって否認権を行使していない（できない）場合など、多様な事情が考えられる。従って、夫（法律上の父）と母と子の家庭の平穏を害するおそれがなく、子の利益にとって、血縁上の父による否認権行使が必要となる場合もある、との指摘もあった」程度のことは書いていただければと思います。ここまで詳しくなくてもいいですが、これだけには限られず「多様な事情がある点も指摘された」ということを脚注で一言書いていただければと思いました。

（座長） 母が否認権を行使する意思がないということ、もう少し膨らませてほしいというご趣旨ですか。

（●●） そうですね。本文は「夫や子の母が否認権を行使する意思がない場合」と限定されてしまっているの、「場合が多いと考えられ」ぐらいにいただければと思います。それで脚注に、「積極的に否認する意思がない場合」以外に「夫が無関心で手続を行わない場合」「母が死亡、行方不明、心身の不調でできない場合」など、既に別居していて夫に養育意思もなく、家庭の平穏を害するおそれがないといえますか、しかも子の利益のために行使すべき場合もあり得るといえますか。確かに要件について幾つか、100%認めるのではなく何らかの条件の下に認めるという案も議論したと思いますが。

（座長） ご趣旨は分かったつもりですが、4行目からの「しかしながら、血縁上の父が否認権を行使しなければ法律上の父となることができない場合とは、夫（法律上の父）や子の母が否認権を行使する意思がない場合であると考えられ」というのは、限定せずに「場合など」や「場合が多いと考えられ」のように含みを持たせることで対応させていただき、これに対して否認権者として必要性があるのではないかとのご意見については、最初の文章の中に必要性があるのではないかとご指摘があると既に書かれているので、委員のご意見はそこに含まれるということによろしいですか。

（●●） 脚注を増やすのは難しいですね。

（座長） 脚注にこれを書くのは、具体的な場合をたくさん想定して、ここにもこういう事例、ここにもこういう事例ということになって收拾がつかない気がしますが、どうでしょうか。

（●●） ご趣旨はよく分かりますが、恐らくこの報告書は、全部の意見を書き込むのではなく、そういう指摘もあつたけれども慎重な検討が必要であるという意見が多数であつ

たという中に、いろいろな意見があったということが含まれているのだらうと思います。注の中の一つの意見だけを詳しく書くことになると、その範囲を超えて一定の方向性を持った報告書になるのではないのでしょうか。

(●●) ただ、仮に「行使する意思がない場合が多いと考えられ」にしても、結局、後半で「家庭の平和を害し、子の利益に反するおそれ大きい」ということで、ここも「大きい場合が多い」になってしまいます。

(●●) しかしこれは「反するおそれ」なので、その部分も全員の意見が完全に一致していたわけではありませんが、ほぼニュートラルな形で議論状況を整理されているのではないかと思います。

(●●) 反する場合が多いとか、反するおそれがある事案の方が多いという意味ですかね。

(座長) 先ほどの繰り返しになりますが、全体のバランスもあるので、先ほどのご指摘の一番ポイントになる部分を少し含み持たせる形で対応させていただくということでもよろしいですか。

(●●) 分かりました。

(座長) 他にいかがですか。

(●●) 28ページの私がこだわっていたところを書き直していただきありがとうございます。確かに戸籍上の措置というのではなかったのですが、下から3行目の「そのような制度として、かかる届出により、嫡出を推定する等の実体法上の効果が生じることとする方策について検討した」というのは、「そのような制度の法的効果について検討した。事実上の戸籍記載のみで実体法上の効果が生じないとする意見もあったが、民法の親子関係と異なる戸籍記載を認めることには反対が強く、推定を排除する等の実体法上の効果が生じることとする方策について検討した」という形にしていだけないでしょうか。つまり、実体法上の効果は持たないものとして、そういう戸籍記載だけを設けるというのが私の主張だったので、ここにそれを書き込んでいただけないでしょうか。全体の趣旨は変わらないと思います。

もう一度言います。「そのような制度として、かかる届出により」の「として、かかる届出により」のところを膨らませて、「そのような制度の法的効果について検討した。事実上の戸籍記載のみで実体法上の効果は生じないとする意見もあったが、民法上の親子関係と異なるそのような戸籍記載を認めることには反対が強く、推定を排除する等の実体法上の効果が生じることとする方策について検討した」にさせていただくということです。

(座長) 委員のご意見を確認すると、届出によって実体的な効果は生じないというご意見ですか。

(●●) 生じないという立場です。つまり、藁の上からの養子と同じです。藁の上からの養子の届出を出したことによって法的な効果が生じるわけではないですよ。ただ、事実上のそのような身分関係が非常に長期にわたることによって、それを覆すことが権利の濫用となり得るというだけです。

(座長) それは後から付いた効果ですよ。

(●●) そうです。藁の上からの養子の届出を出すことによって実体法上の効果が生じるわけではないのと同じようなものを私は考えていました。妻が夫の子ではないという届出を出すことによって、戸籍上は夫の子ではないという地位は得られるけれども、そのことが民法上の効果を及ぼすわけではないということです。

(座長) しかし、それは効果が生じているのではないですか。

(●●) 藁の上からの養子は無効です。無効だからその話につながるのですが、どちらでもよくて非嫡出子で出すときに、それは多分無効ではないですよ。

(●●) 夫の推定は及んでいるけれども、戸籍上その地位は表れていないということです。

(座長) それはつまり、現行法の建前から言えば、藁の上からの養子は本当は受理してはいけないけれども、分からないから受理しているだけです。それと同じことを分かる場合にもやるということですか。

(●●) この場合は、出生届確保の必要性が非常に高いですから。後から夫の方で嫡出推定を回復させて、戸籍上も自分が父であることを回復させる可能性は残します。親子関係存在確認請求でも戸籍訂正でもいいですが。

(座長) しかし、嫡出推定が及んでいるので、実体上はそんなことをしなくてもいいですよ。

(●●) 推定は及んでいるとします。ですから夫はそれを前提として主張すればいいわけです。戸籍が虚偽だということで訂正の請求はできることにします。

(座長) それは戸籍上の話であって、実体法上は何の影響もないということですか。

(●●) 実体法上は影響がありません。推定が及んでいます。

(●●) 虚偽の戸籍だとすると受理してはいけないのですよね。先ほどの話で、出生届が出た日は分かって、一方で戸籍に夫婦に関する記載はあるわけで、そうすると772条の効果は及んでいるという前提ですよ。それにもかかわらず嫡出子でないという形で出して。

(●●) そういう批判が強いことはわかりますが、それでも無戸籍児をうまないためには、届出のしやすさを確保する必要があると思うのです。届出に、推定を排除する等の実体法上の効果が生ずることとする方策については、批判が強かったので、その点は効果が生じないということになったという流れがあるわけです。

(●●) お気持ちは分かりますが、その部分は書かなくてもいいのではないですか。

(座長) 他人の考えを解釈してはいけないかもしれませんが、それは●●委員の本意ではないのではないですか。

(●●) ●●委員は、本当は実体法上の効果が出るものを狙っているのではないのですか。

(座長) やはり実体法上の効果が生じないとおかしくないですか。

(●●) やはり、虚偽の出生届ではなく、実体法上の効果を持った正しい出生届だというのが●●説ではないかという気がします。勝手に判断してすみません。

(座長) ●●委員の立場に立って、先ほどのようにフォーミュレートして、それが否定されたとわざわざ言う必要はないのではないかというのが、●●委員が先ほどおっしゃったことですよ。私もそういう感じがしますが、そうではないですか。

(●●) たしかにおっしゃるとおり、本当は実体法上の効果が生じるとしたほうがよりすっきりするとは、もともとは思っておりましたが、それが難しいということであれば、それでもせめて事実上のそういう届出は認める道を残しておいた方がいいのではないかと思うのです。結論は「否定された」で構いません。

(座長) 最終的には現行法の下でそれは無理だと否定されるとしても、考え方として、あり得る考え方でないと、●●委員の主張としてそこに載せるのはよろしくないのではないですか。●●委員は今ここで実体法上の問題と区別されるものをにわかにつくり出そうとされているような印象を受けますが、そうやってつくり出されたものは、●●委員の立場に立つとしてもあまりプラスに働かない気がします。

(●●) ●●委員は、ここは●●委員が提案されたことになっていますが、提案内容と

違うとおっしゃっているのですよね。委員が提案された内容と違うのであれば、そこは提案した委員の言葉どおりに変えないと、みんなで忖度した結果この内容になったということになるので、おかしいのではないかと思います。

(座長) というよりも、提案されたものについて、一定の合理的なフォーミュレートがされないと、報告書には載せにくいのではないかと思います。議論の中で、その場で考えて皆さんがいろいろなことをおっしゃって、後で考えてみるとどうだったかということは私も含めていろいろな方があると思いますが、まとめるときには、報告書全体も、個々の意見も、ある種の整理が必要ではないかと思います。生の声としてこういう発言があったのでということそのまま記録するという趣旨ではないと思うので、●●委員がお考えになっていたことを今ここで改めて確認して、報告書の内容として適切な形にフォーミュレートして書くことが望ましいのではないかと思います。

(●●) 28 ページの下から 2 段落目に書かれている内容は、本研究会ではこれこれの必要性が指摘されたということが一つで、これは●●委員のご提案をまとめた内容として間違っていないように思います。そして第 2 の内容として、かかる届出により推定を排除する等の実体法上の効果が生ずるという制度かどうかということを経験会で検討したことなので、確かに、より詳細に書いた方が●●委員の提案をより正確に再現することになるのかもしれませんが、現状の記載で委員のお考えと異なることが書かれているわけではないと思います。

(座長) おっしゃるとおりだと思いますが、●●委員は、間にもう 1 段階あるということをおっしゃりたいのですよね。

(●●) 届出確保の必要性を非常に強く感じているので、その制度を採ったときのバリエーションをできるだけ増やしておきたい気がするのです。

(座長) 母に嫡出でない子としての出生届を認める制度の必要性が指摘され、それにはいろいろなものがあり得るけれども、われわれのあいだで議論して、実体法上の効果が生ずると考えることが、この必要性に応じるための最もあり得る方向だろうということで検討して、しかしそれはなかなか難しいということになったというまとめになっていると思います。それは●●委員がおっしゃったとおりで、書かれていること自体は●●委員がおっしゃったこと及びそれに伴う議論を反映していると思いますが、その間で出てきたいろいろな可能性の種のようなものは、小さなものから大きなものまでいろいろあると思います。ただ、先ほどおっしゃっていた括弧付きの虚偽の届出がされることについて、虚偽の届出を積極的に認めるべきだという意見が出たと書いても、選択肢はあまり広がらないような気がします、どうでしょうか。

(●●) 「提案された」というと、●●委員のご意見が提案されたと見えてしまうので、実体法上の効果が生ずる方策としてはこういうことが考え得るといって形を変えたいかが

でしょうか。

(●●) 「提案された」ではなく「検討された」でもいいと思います。

(●●) 記憶が定かではありませんが、少なくとも実体法上の効果が生ずるためにはこうしなければならないということだったかもしれないので。

(●●) 文言のレベルになりますが、他のところでいろいろな指摘があったときも、「委員から」という言い方はあまりしていませんよね。「委員から」を取ってしまって、「本研究会ではこれこれについて指摘されたためにこのように検討した」ということでいいと思います。それから、●●委員のご趣旨に合うかどうか分かりませんが、これは戸籍等の話もあったので「実体法上の」となっていますが、「実体法上の」という言葉も要らないのではないかと思います。「推定を排除する等の効果が生じることとする方策について検討した」として、その後もその話にすればいいのではないかと思います。実体法上の効果にものすごくこだわると、●●説だと、「いや、実体法上の話ではなくて」ということもあったので。

(座長) 最初の提案の「委員から」というのは、私も気になって検索をかけたのですが、他にもありました。ですから、「委員から」を使う場合とそうでない場合を書き分けているのだと思います。

(●●) 強力な意見のときには使っているのでしょうか。

(●●) 強力な意見だから特別にという感じが見えてしまって、かえってあまり良くないのではないかと思います。

(座長) 強力な意見で、かつ、独自の意見としてご主張になったというニュアンスがあります。

(●●) そういうイメージもあまり良くないのではないのでしょうか。

(●●) それもあまり良くないので、取ってしまってもいい気はします。

(座長) 他のところではあるので、そろえる必要がありますよね。

(法務省) こだわるものではありません。

(座長) では、他も併せて、必ずしも「委員から」とする必要がないのであれば、そこは除くということにさせていただこうと思います。もう一つ、●●委員がおっしゃったことは何でしたか。

(●●) 「実体法上の効果」という書き方についてです。他でもあるのかもしれませんが、多分この部分は、戸籍との関係を念頭に置いて強調されているのだと思います。単に民法上の普通の効果の話なので、「実体法上の」という言葉は要らないのではないかと思います。

(座長) 「推定を排除する等の効果」とすると、「等の」の中に推定の排除以外のものが含まれてくるという話ですか。

(●●) そうです。●●説に擦り寄るのであれば、少し膨らむのではないかと思います。

(座長) 「実体法上の」をとることで多少膨らみが出るということで、●●委員、ご納得いただけますか。

(●●) はい。

(●●) ●●委員もおっしゃっていたと思いますが、29ページの第1段落の末尾の「提案された」のところは、実体法上の効果が生ずるという考え方の候補として、事務局で検討していただいて議論の対象にしたものではないかと思うので、「検討された」でもいいのではないかと思います。

(座長) 「検討された」として、「しかしながら」とつなぐので、それでもいいかもしれません。

(●●) ●●委員は推定が及ぶ事案でもこういうことということですが、私も離婚後300日以内の子についてはこういうことがいいのではないかとご提案して、●●委員の意見と部分的に重なっているので、やはり今おっしゃったように「検討した」にしていただいた方がいいと思います。

(座長) ●●委員、それでいいですか。

(●●) はい。

(座長) では、委員から、よろしいですか。

(●●) ペーパーで2点お示しました。一つは、6ページの一番下の(3)の「本研究会における検討対象と優先順位」のところですが、この3行を読むと、嫡出推定制度に関係することだけを最初から指定されて議論したという印象を受けますが、もう少し幅広く議論した気がするので、「その範囲を中心として」と「規律などについて」に修正していただ

けないかと思ひます。

二つ目は、私のペーパーの②にあるように、「生殖補助医療により生まれた子の親子関係の規律については、行為規制ルールが存在しないという条件の下で、可能な限り議論するものとした」という文言を追記していただけないかと思ひます。行為規制ルールが存在しないという条件の下で議論したということを入れておかないと、その有無にかかわらず親子法だけで議論できるのだという姿勢で検討したかのように読まれる可能性があると思ひます。

また、②と同じようなことですが、(注)として「生殖補助医療により生まれた子の親子関係の規律につき、行為規制ルールを前提としない議論には限界があり、十分な制度とならない懸念を指摘する意見がしばしば見られたが、本研究会において行為規制ルール自体を議論することは困難であるから、これが存在しない前提の範囲で検討することとした」という趣旨のことを盛り込んでいただけないかと思ひます。

(座長) ①②は第1点、第2点ということで、丸を書くということではないですよ。

(●●) 丸を付けるということではなく、修正のポイントです。

(座長) ①で委員が書いた「本研究会では」というのは、報告書案の6ページ(3)の文章の書き直しのご提案ですよ。

(●●) そうです。

(●●) 「範囲を中心に」の方がいいのではないですか。

(座長) 「これに関連する範囲」では狭いということですね。

(●●) そうです。これを読むと、すごく狭く感じるのではないかと思ひました。

(座長) 趣旨は分かりました。前の行にも「中心とした」という文言があるので、修文が難しいですが、限定の度合いを少し弱める修文の工夫をしてもらうということでもいいですか。

(●●) 「これに関連して」でもいいのではないですか。その方が広がりますよね。

(座長) 「これに関連して」の方がいいかもしれませんね。それから、「規律など」というのは、これだけではなく他のことも検討したということですね。

(●●) 入るといえば入ってしまうのですが、いろいろな話が出たと思うので。

(座長) 「など」はあってもいいと思ひます。

②と（注）の話は、どこかに書かれていませんか。

（法務省） 直近のイの2段落目に「整備に当たっては、生殖補助医療の実施に関する行為規制ルールが存在しない現状で」と書いているのと、行為規制ルールがないという状況だと難しいという意見があったことは各論の部分で書いています。

（座長） 今のご指摘は、6ページのイの第1段落の最後の3行のところをおっしゃったのですね。「そのため、生殖補助医療により生まれた子に関する親子法制を、行為規制が存在しない前提で可能な範囲で早急に設ける必要がある」と書いてありますが、●●委員、この部分を改良する形で対応する案は何かないですか。

（●●） この部分の修文でも結構ですが。

（座長） その場合のポイントは何かありますか。行為規制がないと規律が難しいという話も各論では出てくるのですね。

（法務省） はい。

（●●） ただ、それは全体を通して言ったような気がするので、それを盛り込んでいただけないかということです。

（座長） ここに書かれている「生殖補助医療によって生まれた子に関する親子法制を、行為規制が存在しないという前提で可能な範囲で早急に設ける必要がある」という内容自体はよろしいのですね。それでどこまでできるかということですが、委員がおっしゃりたいのは、仮にこの文章を前提にした場合には、難しいという話があるけれども、それにもかかわらず、というニュアンスですか。

（●●） 行為規制がないと議論自体がなかなか難しいという趣旨のことを入れていただけないかということです。

（●●） その点は、イの第2段落の内容に重なっているところがあると思います。「行為規制ルールが存在しない現状で、親子関係ルールを定めることによって、かえって子の利益を害するおそれがないかに留意する必要がある」という部分が、実質的にはご指摘の問題点を受けての記載ではないかという感じがします。

（座長） 行為規制がないことと考えるというのがこの議論の前提になっていると思いますが、一方で、第1段落の最後は、行為規制が存在しないとしても、できるだけ早く何かをやる必要があるのではないかということが書かれていて、第2段落はそれに対して、そういうものをつくると、かえって子の利益を害するおそれがないかということで、考慮すべき二つの要素が出てきているというのが●●委員のご指摘で、それは●●委員のご意見と重

なり合うのではないかという趣旨のご発言だったと思います。今のようなイの真ん中から後の叙述で、さらにこれまで議論したことと照らしたときに、落ちていると感じるところがあれば伺いたいと思います。

(●●) 私はそこを書いてほしかったのですが、皆さんが別に書かなくてもいいということであれば、どうしてもとは言いません。

(●●) 「整備に当たっては、生殖補助医療の実施に関する行為規制ルールが存在しない現状で」の後に、「行為規制ルールを前提としない議論には限界があり、十分な制度とならない懸念もあり」を入れてもいいのではないかと思います。「存在しない現状があり」だけではなく、そのときの議論には限界があるということを入れて、具体的には子の利益を害するおそれがないかということです。

(座長) つまり、「親子関係ルールを定めることによって、かえって子の利益を害する」ということの中身が、親子関係ルールを定めてみたとしても十分に実効的でないということですね。そのように書いたら、●●委員のご趣旨が多少強く反映されることになりませんか。

(●●) 子の利益を害するおそれだけに特化してしまうので。

(座長) それは皆さん、大きな異論はないのではないかと思います、そのように修文することでもいいですか。

(●●) はい。

もう1点は、私のペーパーの2、報告書案でいうと36ページの注67についてです。出自を知る権利に関しては、親子法制に関する本研究会の検討対象ではないとの意見が多数であったと書いてありますが、ここを私の修正案の1ページの下にあるように、「意見交換がなされたが」「本研究会の検討範囲を超えるとの意見が多く見られた」など、少し緩めて書いていただけないかと思います。出自を知る権利が親子法と関係ないかという、必ずしもそうでもない意見もあったのではないかと思います。子が自分が誰から生まれたかを知ることは、親子法の中のどこかしらに入っているような気がします。それが嫡出推定に関する、自分の出生に関する真実を知り、訴訟上自分を守ることにも関係してくるので、全部行為規制だというような読まれ方をされてしまうとどうかと思います。行為規制がないと議論できないことは重々承知しています。行為規制ルールがあれば、それに関する限りで親子法制の議論として議論するのだと思いますが、これでは全部行為規制だというふうに読まれないかと思いました。

(座長) 最後の1文が「親子法制に関する本研究会の検討対象ではない」となっていますが、「親子法制に関する本研究会の検討の範囲を超えるという意見が多数であった」ということでよろしいですか。

(●●) それでも結構です。

(座長) 実は現在の文章は、親子法制に関する「本研究会」の検討対象となっているので、親子法制そのものの問題でないとはいっていないのです。ですから、親子法制のうち、ある問題を今回は取り上げることにして、その範囲には入らないという趣旨で書かれているのだと思いますが、そうではない解釈もこの文章ではあり得るかもしれません。委員がお書きになったように「本研究会の検討の範囲」とすれば、本研究会の検討の対象ではないということが多少明確になるかもしれないので、そのようにするということがよろしいでしょうか。

(●●) 「意見交換がなされたが」という部分も入れていただけるのですか。

(座長) 「意見交換がなされたが」という表現は、あまり使われていないようです。

(法務省) 「意見があり、意見交換がなされたが」とすると、その後にも意見のことが書いてあるので、少し重複するような気はします。

(●●) 意見が多数だったということは、意見交換したのではないのでしょうか。

(●●) そうなのですが、何となく否定的なイメージを入れたいというニュアンスの問題です。内容は変わらないとしても、結構時間を割いた部分ではないかと思うので、可能であれば入れていただければいいかと思いました。

(●●) 必ずしも否定的なニュアンスではない気がします。

(●●) 私は「意見交換がなされたが」はなくてもいいと思いますが、2点目の行為規制に関わる問題のところの書き方は、●●委員がおっしゃるように直してもいいと思います。現在の文面では、行為規制のみに関わる問題のように読めなくもないので、具体的な文言はお任せしますが、委員が提案された書き方は一つ考えられると思いました。

(座長) 線が引いてあるところよりも、その前の「行為規制に関わる問題に及ぶため」の方が重要だというご指摘ですね。

(●●) そうです。

(座長) 分かりました。そこは別に実質は動かないと思いますし、ご指摘のとおりかと思うので、●●委員、注67については今のようなことで修文するということがよろしいでしょうか。

(●●) はい。よろしくお願いします。

(座長) ●●委員、他に何かご意見はありますか。

(●●) 27ページの第5の1の「当事者の合意により父子関係を否定する方策」について、私は今回ではなく前のペーパーで、AIDで同意がなされている場合に、合意によってこういう審判ができるのかという議論があったことを加えておいた方がいいのではないかという意見を言ったのですが、それはここに入れなくてもいいというご判断ですか。

(法務省) そもそもこの案自体は、「慎重に判断しつつ」という位置付けにしています。そこをもし具体的な案として検討するのであれば、そういったところも検討する必要があるかと思いますが、現時点での本研究会の取りまとめとしては、AIDの場面を想定するところまで報告書に書く必要はないのではないかと考えています。

(●●) それなら結構です。

(座長) その他の方策の検討については、全体として議論の熟度がまだ十分ではないので、あまり細かいところまでは書いていないということです。

その他、いかがでしょうか。

(●●) ●●委員のペーパーの前半にあった行為規制の話ですが、報告書自体、「行為規制ルール」と書かれているところと、「行為規制に関する立法」と書かれているところと、「行為規制」という単語だけで書かれているところがあります。ある部分は、親子法制に対する一般的な対概念として行為規制と書かれているようです。たしかに、行為規制に関する立法がないのは確かなのですが、行為規制ルールがないということだけを書かれると、産科婦人科学会の自主的なガイドラインについて、どういうスタンスなのかが若干分かりにくいので、文脈に合わせて、より正確な言葉遣いをもう一度確認していただければと思います。

(座長) それはチェックしてください。

(法務省) 承知しました。

(●●) もう一つは、19ページの(注36)で、子の否認権の代理行使についての、母親の利益相反の話です。多分、私のこれまでの説明と報告が不十分だったのですが、「ドイツでは、母と子が一般的に利益相反の関係に立ち」と書いてありますが、「母が法律上の父と婚姻している場合については一般的に」という補足を入れていただくと一番正確です。母親が父親と婚姻している間については、母親が子の代理人として否認権を行使することは利益相反に当たると通説や判例では解されていますが、離婚した後は必ずしもそうではないようです。

(●●) 「法律上の父と婚姻している母と子が」という言い方をすればいいのですね。

(●●) そうです。「法律上の父と婚姻している母と子は、一般的に利益相反の関係に立ち」でいいと思います。

(座長) 趣旨は分かりましたが、文章が分かりやすいかどうかは、ちょっと待ってください。

(●●) 母に修飾語を付けるのであれば、「母と子は」と書いていただくのがよいと思います。

(●●) 「法律上の父と婚姻している母と子は」というのが少し分かりにくいですね。

(●●) 法律上の父というのは、子から見てということですよ。

(●●) そうです。

(●●) 「子の法律上の父」と書けば分かりやすいですか。

(●●) 「母と子については、母が子の法律上の父と婚姻している場合については、一般的に利益相反の関係に立ち」という方がよさそうですね。

(座長) その方がいいですね。少し文章を開いて、分かりやすくしていただければと思います。

その他、いかがでしょうか。

(●●) 11ページの上から5行目について、今回の議論の核心的な部分だと思いますが、離婚して再婚している場合には、前夫の血縁上の子である蓋然性は低いという点で、「意見が一致した」と書いてあります。私は何となくそうだろうぐらいの感覚だったのですが、「意見が一致した」と断定して書いてしまっているのでしょうか。上の1、2行あたりで、協議離婚制度があるわが国では、必ずしも離婚の直前の時期に夫婦関係が破綻しているとは直ちにいえないということも書いてあるので、再婚した場合に前夫の血縁上の子である蓋然性が必ず低いということで、意見が一致したと断定してしまっているのだからかと思えます。

(座長) 「前夫の血縁上の子である蓋然性は低い」と断言しているのを、少し緩めた方がいいかもしれないということですね。委員が「そうではないかとは考えたけれど」とおっしゃったように、ここは皆さんが具体的な証拠を持っているわけではないので、「蓋然性は低い」というところを少し緩くすれば、そうではないかと皆さん思ったという感じにな

るでしょうか。

(●●) 現行制度はこれと全く逆の考え方でできていて、100日の再婚禁止期間が過ぎた次の200日は前夫の子に推定されることになっているのを、今回は正反対にひっくり返して、前夫の子は否定して後の夫の子を推定することにするという話ですよ。これは現行制度の中身が既に空になっているというような書き方ですが、本当にそうなのかということ。

(座長) 断定の程度の問題なのか、この結論に対する疑問なのか、どちらでしょうか。この結論についての疑問であれば、「意見が一致した」を動かす必要がありますが、そうではなく、「蓋然性が低い」という部分の表現の問題であれば、これを緩めることになると思いますが。

(●●) 「蓋然性が低い場合もある」といいますか。

(●●) 「高くない」ぐらいにすればいいのではないのでしょうか。従前は高いと思ったから推定がありましたが、最近の状況から、もうそこまでは言えないだろうということからすると、低いかどうかはみんなのエビデンスがあるわけではないので、高くなかったので今見えている夫の方に推定を移そうという程度に考えればいいと思います。

(●●) 「高いとはいえない」ですかね。

(●●) 「意見が一致した」はやはり強いと思うので、「高いとはいえない」「高くないとも考えられる」、あるいは「低いとも考えられる」でもいいのではないのでしょうか。そういうニュアンスだったのではないかと思います。委員がおっしゃるように、低いということ意見が一致したというほど明確ではなかったと思います。

(●●) その前のところで、前夫の子である蓋然性は高くないという意見もあったが、協議離婚があるわが国では蓋然性はなお高いかもしれないと書いてあるので、ここはそれを受けて、少なくともそれよりは蓋然性は低いという意味でしょうか。多分、高くないというのは私の意見で、高いというのが●●委員の意見だったと思います。統計的には分からないけれどもという話だったと思います。

(座長) 「意見が一致した」を動かすとすると、「前夫の血縁上の子である蓋然性は高くないという意見が多かった」でしょうか。表現はお任せいただくとして、蓋然性が低いという断言は、「高くない」か、「高いとはいえない」か、「低い」か分かりませんが、ともかく緩めていただいて、「一致した」も緩めればいいですね。

(●●) 少し気になったものですから。

(最高裁) 表現をあまり緩くすると、制度を改正しようとしているのに、そんなに強く改正意見があったように表現されていないということになって、どうなのかという思いがあるのではないかと思ったのですが。

(法務省) 「意見が多かった」という表現でいかがでしょうか。

(座長) 他にはいかがでしょうか。

(●●) 大変細かいところで、あまり大勢に影響のないことだと思いますが、3 ページの(2)の1行目の「近年、この基本的枠組み(その細部)に対してさまざまな問題が指摘されるようになっている」というところは、枠組みそのものに対して問題が指摘されているということなのか、枠組み自体には問題は指摘されていないが細部については問題が指摘されているということなのかが分かりづらいので、「(その細部)」という言い回しを、もう少し明確化するとよいのではないかと感じました。

(座長) それは注3が付いていますよね。

(●●) 注3を考えると、基本的枠組みに対してさまざまな問題が指摘されるようになっているということでしょうか。

(座長) 注3では、「もっとも、必要とされているのは基本的枠組みの細部の見直しであり、基本的枠組み自体を根本的に変更する必要はないと思われる」と書いてあるので、基本的枠組みについて問題は指摘されているけれども、嫡出推定と否認によって実親子関係を規律するということが前提になっているという趣旨だと思います。あとは書きぶりの問題だと思いますが、この括弧書きを外すとすると、どういう書き方がいいでしょうか。

(●●) 私はこの趣旨がうまく飲み込めなかったのですが、どう書けばいいのか分からないのですが、脚注で説明があるのであれば、括弧書きがなくてもいいのかもしれませんが。

(座長) 括弧書きがなくても、注3に「もっとも」と書いてあるからいいのではないかと思います。 「近年、この基本的枠組みをめぐって」にしたらどうでしょうか。

(●●) そうですね。それであれば少し飲み込めます。

(座長) その他、いかがでしょうか。

(●●) 7ページの第2の1で、「婚姻の成立の日から200日以内に生まれた子は、夫の子と推定することとしてはどうか」という記載があります。前回は特に違和感がなかったのですが、今回、その下の(注1)で、「このような見直しに伴い、婚姻の成立の日から200日経過後に生まれた子についても、夫の子であるとの推定が及ぶ」と追加されたことによ

って、772 条は婚姻の成立の日から 200 日以内に生まれた子は夫の子と推定するという趣旨であり、類推適用のような形で 200 日経過後に生まれた子にも推定が及ぶというふうに解される可能性があるのではないかと思います。つまり、この（注 1）があることによって、基本的には婚姻の成立から 200 日以内に生まれた子にしか推定が及ばないのだと取ってしまう人もいるのではないかと感じました。もっとも、全体を読めば趣旨は分かり、そのように解するのではないということはよくわかったのですが。

（座長） 前は（注 1）はなくて、後で付いたのですよね。

（●●） その違和感を抱いたのが私だけならいいのですが。

（最高裁） 実は私も（注 1）が付いたことにはすごく違和感があります。いろいろお尋ねして、説明を受ければ書いた意味は分かるのですが、パッと読むと、やはり違和感があります。

（座長） （注 1）は場所としてここではない方がいいのでしょうか。ここにあるから違和感があるのでしょうか。

（●●） そうかもしれません。前回の資料では特に違和感がなかったのです。あるいは、（注 1）を残すのであれば、恐らく皆さん現行法を前提にこの資料を読むと思うので、「200 日以内に生まれた子にも」や「200 日以内に生まれた子についても」とするなどの工夫が要ると思います。

（●●） 現行法はその範囲を外しているけれども、それも含めて嫡出推定が働くのだという書き方にすれば、多分（注 1）は要らないですよ。

（●●） あるいは、「婚姻成立後」に修正するかです。「婚姻の成立後に生まれた子は夫の子として推定することとしてはどうか」とすると、何か問題はありますか。

（●●） これは、以前の説明では、変わる部分を明確に表現したかったというお話だったと思います。

（法務省） はい。確かに、これだけを見ると 772 条の 2 項の見直しになるという見え方もあるかもしれませんが、実質としては 772 条の 1 項の方で、懐胎を基準としている部分を一部修正するという話なので、そこをうまく書きたいという趣旨で（注 1）を足しました。

（●●） （注 1）で私も分かりにくいと思ったのは、「このような見直しに伴い」というところが、見直すことによってこうなると読める感じがすることです。この点については、結論としては、現行法が引き続き維持されることになっていると思います。

(最高裁) (注1)は「婚姻中に懐胎していなくても」ということが言いたいのですよね。婚姻中に懐胎した子を夫の子と推定するというところの全体を変えるという意味なのかとも読めるので、そこをうまく表現した方がいいのかもしれません。

(●●) なるほど。「懐胎の時期にかかわらず」などですかね。

(座長) そうです。かかわらずということです。「このような見直しに伴い」は、やはり少し分かりにくいですね。「伴い」から「想定している」は少しつながりが悪いので、どうすればいいでしょうか。

(●●) 「伴う」なので、「及ぶものとする」となら分かります。

(座長) (注1)の最初の2行と括弧内の2行は、どういう関係ですか。

(法務省) イコールというか、こういうことになるという関係です。

(●●) 例えば、「このような見直しに伴い、婚姻の成立の日から200日経過後に生まれた子についても、その懐胎の時点にかかわらず夫の子であるとの推定が及ぶものとする」ことを想定している」などはいかがでしょう。

(座長) なるほど。それでどうでしょうか。

(●●) 私は、やはり(注1)があるとすごく分かりにくいので、先ほど●●委員からお話があった部分を本文に入れて、「懐胎の時期にかかわらず、婚姻成立後に生まれた子は夫の子と推定することとしてはどうか」という書き方でもいいのではないかと思います。実質的にはそれを前提に議論されていたと思いますし、その方が、2項の改正ではなく1項の改正なのだということがすごくはっきりします。

(法務省) 「子の懐胎時期にかかわらず、婚姻成立後に生まれた子は夫の子と推定することとしてはどうか」という表現でしょうか。

(●●) はい。実質的に、主義に関していうと、出産主義を前提として議論をしていたと思うので、それがストレートに分かるような形の方がいいのではないかと思います。

(座長) 実質はそういうことで、仮に今のように書き改めると、説明の方が影響を受けるかもしれません。あるいは、第2の1はこのままにしておいて、(注1)に●●委員がおっしゃっていることをそのまま書くのはどうですか。そうすると、第2の1は、これまでの200日以内の推定の扱いを変えることに着目して書いているけれども、それは見方を変えると、婚姻中に分娩された子は夫の子であると推定されるということになりますね。

(●●) その場合には、現行法との関係で、本文は「200 日以内に生まれた子について」などの書き方にした方がよいのではないのでしょうか。「200 日以内に生まれた子は」という限定の副助詞を使うと、他に働かなくなってしまうので。

(座長) 「200 日以内に生まれた子についても」がいいかもしれませんね。その上で(注1)は、実質はこれでいいのだらうと思いますが、先ほど出たような、より分かりやすい形に書き換えるということで、具体的な文章はまた考えていただくということかと思います。

その他、いかがでしょうか。本日頂いたご意見として、どのような修正をするかについて、おおよその方向については意見の一致が得られたと思います。他にご意見がなければ、この研究会報告書案はこれで取りまとめることとして、先ほど出た細かい修正については、法務省で今日のご意見を踏まえて直していただき、最終的な文言については座長である私にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

それでは、研究会資料 13 については、そのように取りまとめることとしたいと思います。

(法務省) 最後になりますが、改めまして、昨年 10 月から約 9 カ月間にわたり熱心にご議論いただき、本当にありがとうございました。途中、法務省の方で、資料に行き届かない点があったり、全員がそろわなかったりと、至らない点が多々あったことをおわび申し上げます。ただ、そのような状況の中でも、素晴らしい報告書が出来上がったと考えています。

明治以来の見直しということで、無戸籍者問題の解決に端を発している中で、現行制度との調和という部分で意見が分かれるところもあったと思います。ただ、子の福祉という目的は皆さん一致していると思いますし、今後そういう難しい点については引き続き議論していきたいと思います。残念ながら皆さま全員のご参加ではありませんが、法制審の方にも多くの方に参加していただけるということで、議論を続け、充実したより良い改正になるよう努力していきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。本当にありがとうございました。

(座長) 短い期間に集中的にご議論いただき、ありがとうございました。家族法の改正は難しい問題で、最近さまざまな面でいろいろなことが進んでいますが、やはり婚姻や親子は家族法の中核部分なので、まさにパンドラの箱で、いったん議論を始めると、いろいろなものが飛び出してきて、この先もまとめるのが難しいと思います。

無戸籍の話から端を発していますが、家族法や民法の根幹に関わるものなので、従来の考え方を前提にしつつ現代化することで、無戸籍の問題にも対応する形の改正になればと思っています。この先の議論についても、さまざまな形でご助力を頂ければと思います。

それでは、これで閉会します。ありがとうございました。